

## 第 105 回 薬剤師国家試験問題検討委員会

### 法規・制度・倫理部会 報告書

令和 2 年 5 月 26 日

会議： 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2 年 5 月 9 日（土）に兵庫医療大学にて開催予定であった会議が中止されたため、以下の方法で報告書を取りまとめた。

- ①5 月第 1 週 アンケート集計結果を全員に送付し、メールにて意見交換
- ②5 月第 3 週 委員長が報告書案を作成して全員に送付し、メールにて意見交換
- ③5 月第 4 週 報告書の最終案をとりまとめて、全員に送付

出席者（回答者）：

私立大学	54 校	一名
国公立大学	10 校	一名
計	64 校	一名

委員長名	亀井 美和子
所属大学名	帝京平成大学

#### 1. 総合評価

必須問題、理論問題、実践問題のいずれも、内容と難易度は概ね適切であり、第 104 回において指摘が多かった出題範囲の偏りは第 105 回においては改善されていた。特定の法令に偏ることなく出題基準の幅広い範囲から出題され、医療経済、社会保障制度など、現在の薬剤師が知っておくべきことが問題に反映されており、工夫された問題が多かった点は評価できる。

一方、一部の問題については、設問文、選択肢の記述が十分ではなく、不明瞭な理解のまま回答させていた可能性がある。設問や選択肢の記述を簡潔にすることを原則とするのはよいが、出題意図が曖昧になりすぎないように留意する必要がある。また、改正法施行前の期間限定の正答を導く設問については、大学で学修した時期によって受験生に不利にならぬよう出題には配慮が必要である。さらに、出題範囲の偏りはなかったものの、薬害に関わる出題がなく、薬害への認識の低下を招かないよう対処が求められる。

法規・制度・倫理の出題範囲は広く、毎年のように、大学において教えていないとする意見があり、特に、倫理、コミュニケーションに関する設問は、出題基準の本科目に含まれてはいるものの、本部会の委員が教えていないとする意見が多い。第 105 回においては、実務だけでなく、病態・薬物治療からの出題が適切とされる設問が含まれていた。これらのことから、各大学において教員・科目間の連携等を図り本アンケートに回答いただくことが必要であるが、一方で、出題基準の科目間での振り分けに係る考え方の明示を求める声も挙がっている。出題基準の科目は相互に関連しているため明確な基準を設けることは難しいかもしれないが、科目別に出題するからには必要と考えられる。なお、薬剤師実務において科目間の違いが明確ではないのであれば、国家試験において従来科目別に設問を振り分けて出題することには限界があるようにも感じる。今後の薬剤師国家試験の在り方を議論する際に、参考にさせていただきたい。

#### 2. 各項目の評価

##### 1) 「誤りがあると判断された問題」

なし

## 2) 「問題の観点から不適切である問題」

問 73 「国民医療費の増加要因として適切でないもの」を問う設問であるが、どの程度の因果を問うているのかが不明瞭である。正答は「介護保険制度の創設」であり、増加要因というよりは、医療と介護が制度上別になっていることを知っているかどうかの設問となっている。

問 75 「法律において、条件及び期限付き承認の仕組みが規定されているのはどれか」との設問であるが、改正法が施行される前のタイミングに、今の法律に規定されている仕組みとして、期間限定の回答を導かせることは適切ではない。

問 311 PICO、PECO を立てることは、出題基準の病態・薬物治療に該当すると考えられ、法規・制度・倫理分野から無理やり出題するのは適切ではない。問題としては良問という意見が多かった。

## 3) 「問題・選択肢の表現が不適切である問題」

問 74 「医薬品の開発段階から安全対策を実施することで、製造販売後の医薬品の安全性の確保を図ることを目的とするのはどれか」という問題に対して、略語のみが提示されているが、略語だけでなく名称を記載すべきである。

問 79 不適切とまでは言えないが、選択肢の法律名が正式名称併記のものと、初出であっても併記されていないものが混在している。

問 80 希少疾病用医薬品に関する設問であるが、選択肢 1「指定難病の患者に対する治療薬のことである」については、用途が指定難病の場合は対象者数の条件を満たしたとみなされるため、表現としては不十分である。

問 145 「患者とのコミュニケーションギャップを防ぐための医療従事者の対応」として、選択肢 2「一般に知られていない専門用語は、わかりやすい日常用語に言い換える」は適切とされているが、目の前にいる患者の意向や理解度を確認しながら（つまり双方向に）個別に対応することが適切と考えられる。

問 149 選択肢 5「後期高齢者医療制度の被保険者には、75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満の寝たきり状態にあるものが含まれる」が正解となっているが、正確には「政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの」であり、寝たきり状態であるかどうかではない。

## 4) 「複合性が不適切な問題」

なし

## 5) 「授業で触れていない問題」

問 74 選択肢に含まれる SDG は、授業で教えていない、出題基準の範囲外であるとの意見が挙げられた。

問 143 国民医療費については教えているが、詳細な内訳までは教えていないという意見が挙げられた。

問 308、問 311 は、法規・制度・倫理としては教えていないという意見が挙げられた。

その他特記事項

問 308 患者の状態や薬剤師との関係性など状況の説明がさらに必要と思われるが、患者が抱える葛藤を知ることは重要であり、良問である。

3. 各問題の評価

別紙1 のとおり

別紙1 第105回薬剤師国家試験問題「法規・制度・倫理」部会 評価表

問番号	誤り			適切性			表現			授業で教えて			
	ある	ない	わからない	不適切	適切	わからない	不適切	適切	わからない	いない	いる	一部いない	
必須問題	71	0	64	0	0	64	0	0	64	0	1	62	1
	72	0	64	0	0	64	0	1	63	0	1	63	0
	73	0	63	1	2	61	1	3	60	1	3	57	4
	74	0	63	1	2	61	1	2	61	1	3	57	4
	75	0	63	1	2	61	1	0	63	1	4	54	6
	76	0	64	0	0	64	0	0	64	0	1	63	0
	77	0	64	0	0	64	0	0	64	0	0	63	1
	78	0	64	0	2	62	0	0	64	0	0	60	4
	79	0	64	0	1	63	0	1	63	0	0	63	1
	80	0	64	0	0	64	0	4	60	0	0	61	3
一般問題 (薬学理論問題)	141	0	64	0	0	63	1	0	64	0	0	63	1
	142	0	64	0	0	64	0	0	64	0	1	62	1
	143	0	64	0	1	62	1	0	63	1	1	53	10
	144	0	63	1	0	63	1	4	58	2	0	59	5
	145	0	64	0	1	62	1	1	62	1	1	59	4
	146	0	64	0	0	63	1	1	62	1	0	60	4
	147	0	64	0	0	63	1	1	63	0	2	59	3
	148	0	64	0	0	64	0	1	62	1	1	61	2
	149	2	62	0	1	62	1	3	61	0	0	62	2
	150	0	64	0	0	64	0	1	63	1	0	58	6

問番号	誤り			適切性			表現			複合性			授業で教えて			
	ある	ない	わからない	不適切	適切	わからない	不適切	適切	わからない	不適切	適切	わからない	いない	いる	一部いない	
一般問題 (薬学実践問題)	306	0	63	1	0	64	0	1	62	1	0	64	0	2	61	1
	308	0	61	3	0	60	4	1	60	3	0	61	3	2	48	14
	311	0	60	4	4	50	10	1	59	4	0	57	7	10	42	12
	312	0	64	0	1	61	2	1	62	1	0	57	7	2	57	5
	315	0	64	0	1	63	0	0	64	0	0	62	2	1	59	4
	317	0	64	0	0	64	0	1	62	1	0	64	0	1	63	0
	318	0	64	0	1	59	4	1	62	1	1	61	2	0	62	2
	321	0	64	0	0	64	0	0	64	0	1	62	1	2	61	1
	323	0	63	1	0	62	2	1	61	2	0	64	0	1	56	7
	325	1	63	0	0	64	0	1	63	0	0	63	1	0	63	1